



Q

当社は1日8時間勤務で、これを超えて働くと残業代を支払います。この残業代を計算するときに、1日の残業時間のうち30分未満は、通常の労働時間の賃

を切り捨てているのですが、この計算方法は正しいですか。

A

労働基準法第37条第1項では、法

定の労働時間（1日8時間または1週間40時間

《労働者数が10人未満の小売業等の特定の業種は44時間》）を延長して行った時間外労働については、通常の労働時間の賃

残業時間の切り捨ては可能？

金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないとされています。

貴社の残業代は、この

労働基準法における割増賃金に当たりますが、割増賃金を計算するときは、1分でも時間外労働である以上は切り捨てずに計算しなければならなかったため、日々の時間外労働について30分未満を切り捨てる貴社の計算方法は労働基準法違反となります。ですので改善が必要です。

150号。

賃金規定の見直し等労働管理上の課題については、国の委託事業として開設している「働き方改革サポートオフィス鳥取」において、社会保険労務士等の専門家が無料にて相談に応じていますので活用ください。

鳥取労働局労働基準部監督課

電話0857(29)1703

